

2020年4月16日

水戸地裁判決の解説 (東海第二原発差止訴訟)

さくら共同法律事務所
弁護士 河合 弘之

1 判決の概要

- ・ 原発の安全確保に問題ありとして運転差止などを認めた事例は数例あるが、避難計画の不備で運転差止めを命じた事例としては初めての判決。
- ・ 判決の全文は約 800 ページ。
- ・ 争点は 11 項目、勝ったのは避難の 1 項目のみ。

No.	争点 11 項目	評価
1	原発の存在が憲法違反であること。	
2	高度な安全性を審査する司法判断の手法	
3	老朽化原発であること、特にケーブル難燃化が完全でない	
4	経理的基礎が欠如していること	
5	基準地震動が過少であること	
6	耐震性が不足していること	
7	津波想定が過少であること	
8	津波漂流物の評価が欠落していること	
9	火山評価が過少であること	
10	シビアアクシデント対策が不備であること	
	立地審査指針不適合	
11	日本一人口密集地帯で避難は困難であり、事故が発生すれば人格権を侵害することは必至であること	
	自然災害時の東海再処理施設との同時発災・複合事故を考慮していないこと	

2 結論の流れ

東海第二原発から約 30 キロ圏内の住民 94 万人が無秩序に避難した場合、住民が短時間で避難することは困難



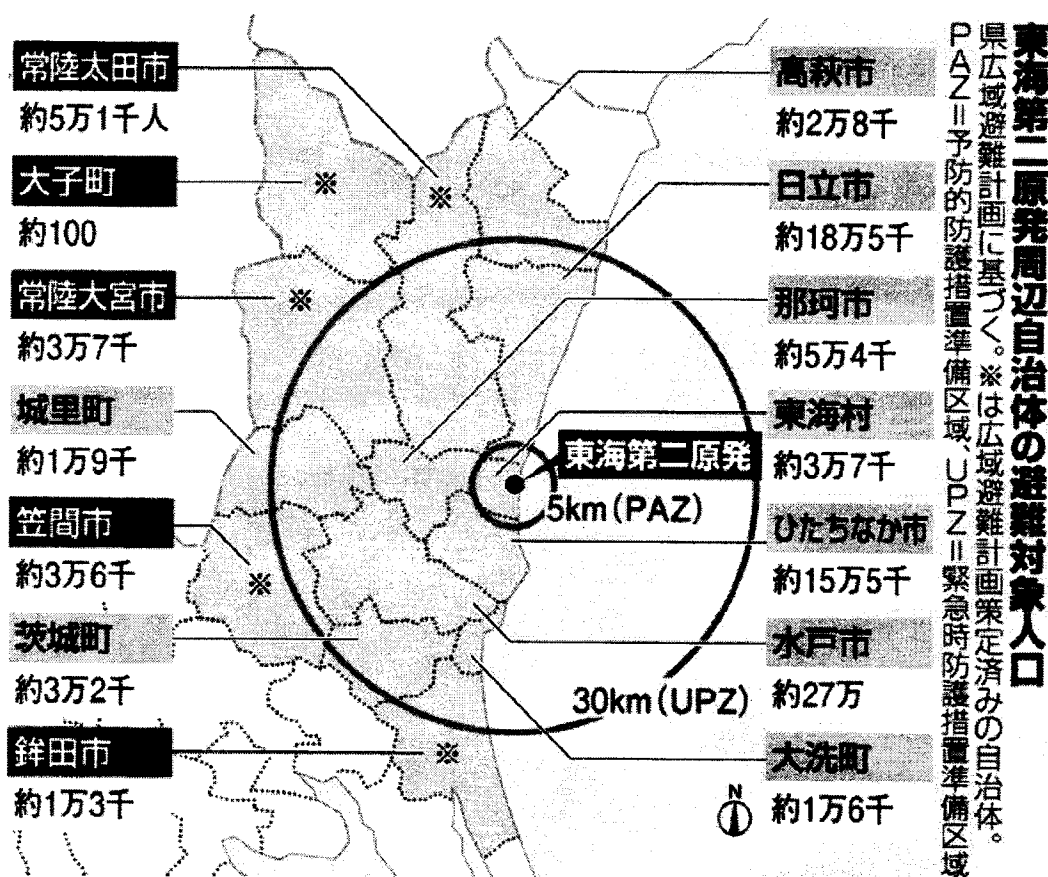
しかし、30 キロ圏内の自治体で実現可能な避難計画と実行体制が整っていない



第 5 層防護レベルが欠けるので、人の生命、身体などを侵害する具体的危険あり



原発の運転は止めなければならない



出典：朝日新聞 2021年3月19日「90万人どう避難?原発差し止め判決、投げかけた難題」

3 なぜ、止めたのか

- ・ 東海第二原発は、人口密集地帯の至近距離にある
- ・ 福島第一原発事故で被災した原発の一つ
- ・ 超危険施設が身近にあることで、「原発事故の際、本当に逃げられるのか？」という疑問が、自分ごととして考えられたのではないかと

4 判決の枠組みと認定

原発の安全性について、深層防護の第1から第5までのレベルのいずれかが欠落し、不十分なことが、人命や人身などへの具体的危険であるとした。

【深層防護】

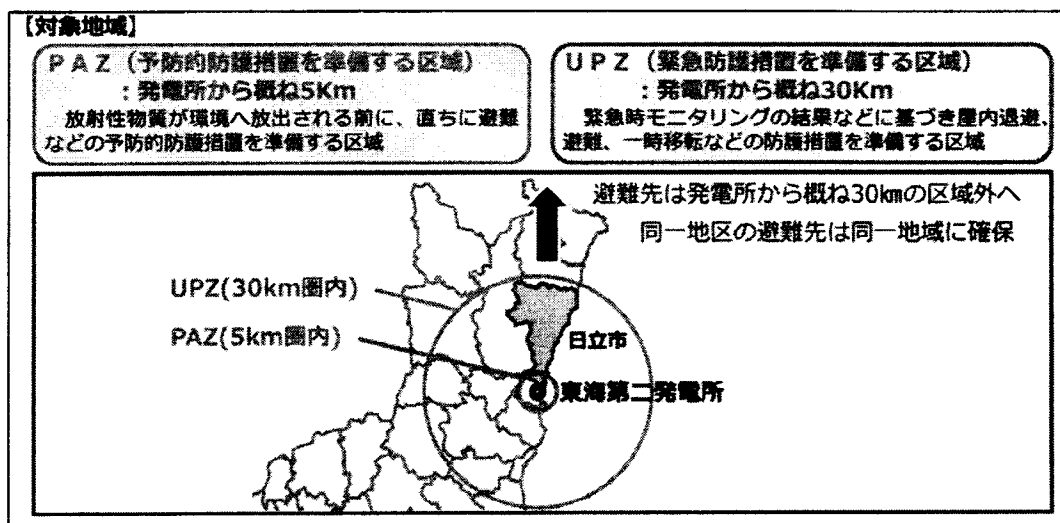
原発の安全確保の考え方の基本。何重にも安全対策がなされていることを意味する。国際的な基準では、深層防護は5段階（5層）の防護手段があるとする。

深層防護の考え方	原発内	レベル1	異常の発生を防ぐ	余裕のある設計など
		レベル2	事故への拡大を防ぐ	炉心の自動停止など
		レベル3	炉心損傷を防ぐ	非常用冷却装置など
		レベル4	放射性物質の放出を抑える	ベントなど (過酷事故対策)
	原発外	レベル5	放射性物質が放出されても、影響を緩和する	避難計画など

出典：朝日新聞 2021年3月19日「90万人どう避難?原発差し止め判決、投げかけた難題」

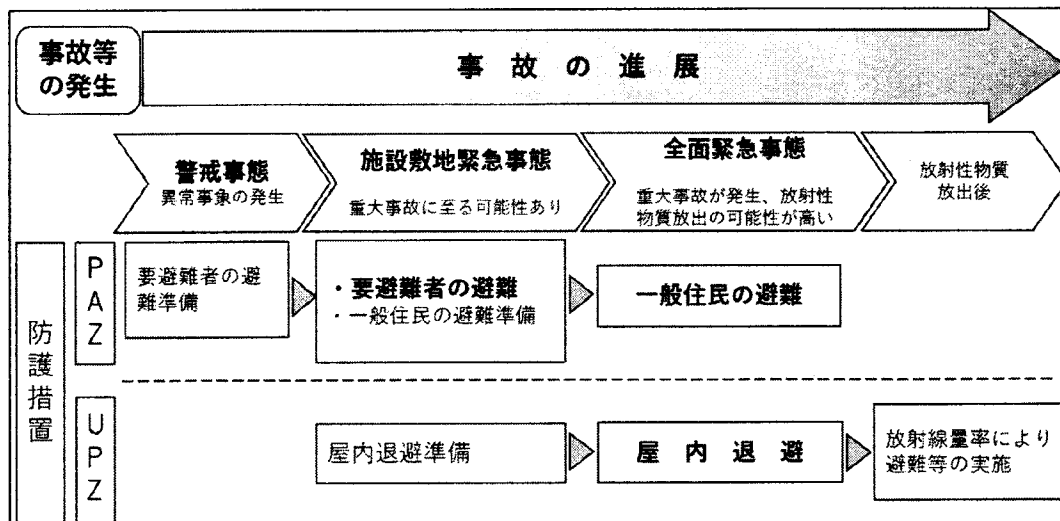
判決では、第1～4までの防護レベルについては安全性に欠けるところがあるとは認められないが、第5の防護レベルについては、原子力災害重点区域（PAZ、UPZ）内の住民が94万人にも及ぶにもかかわらず、実現可能な避難計画と実行体制が整えられているというにはほど遠い状態であり、この区域内に居住する原告には人格権侵害の具体的な危険があると判断した。

【PAZとUPZ】



出典：日立市広域避難計画（素案）の概要について

【段階的避難】



出典：ひたちなか市 HP <https://www.city.hitachinaka.lg.jp/izatoitoki/2/5/16324.html>

避難計画の立案が困難であることについては、人口の密集地であり、現実に計画の立案が難航していることも、丹念に認定され、また地震で避難路が使えなくなったときの複数の避難路の確保などができていないことなども具体的に指摘されている。

そして、原告側の地震などに関する主張を退ける際にも、「直ちに」「看過しがたい過誤とまでは言えない」などの文言が随所であり、原発の安全性にはたくさんの疑問符がつけられている。

これらの認定は、重大事故が起こらないという保障はないという判断につながり、その時の最後の頼みの綱ともいえる避難計画の問題について「実効性のある避難計画がない」という点で原告側を勝たせたと考えられる。

5 今後の展開

- ・ 相手方は反論しにくい内容となっている。
 - ① 1~4層は、原子力規制委員会や原子力事業者が担当する領域。
 - ② 判決は、1~4層について安全性の不備を指摘する内容となっていないことから、原子力規制委員会や原発事業者は、判決に文句を言いにくい。
 - ③ すなわち、絶対的安全性否定論の逆用。
- ・ 一点突破、水平展開が可能。
 - ① 難解な科学技術論争ではなく、逃げられるかどうかという避難計画の不備、誰でもわかる論理で勝った。そのため、三重苦のある裁判官でも自分の頭で自信をもって判断できる。
 - ② 他の原発にも共通することなので、他の訴訟に応用できる。

以上